

建設工事紛争審査会について

1.概要

建設工事の請負契約に関する紛争」の簡易・迅速・妥当な解決を行うADR
機関

1956年(昭和31年)、建設業法に基づいて設立

国土交通省本省及び各都道府県に設置

「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3つの手続

紛争処理を行う委員・特別委員は、国土交通大臣(中央審査会の場合)又は
都道府県知事(都道府県審査会の場合)が任命

2.紛争処理状況： P2~ 参照

3.仲裁手続の概要： 別添資料「…の手引」等参照

(資料)

建設工事紛争審査会における紛争の取扱状況(平成12年度) P2~ 4

仲裁合意書の例(請負契約締結時点で仲裁合意を行う場合) P5~ 7

建設業法(抄)、同法施行令(抄)、同法施行規則(抄) P8~ 18

知っていますか?! 建設工事紛争審査会」(別添)

中央建設工事紛争審査会における建設工事紛争処理手続の手引(別添)

平成14年4月1日

国土交通省総合政策局建設業課
(中央建設工事紛争審査会事務局)

紛争調整官 本東 信

建設工事紛争審査会における紛争の取扱状況 (平成12年度)

<総論>

全国の建設工事紛争審査会に対する平成12年度の申請件数は206件、取扱件数は462件であり、申請件数・取扱件数ともに昨年度を下回った。

第1表 建設工事紛争審査会取扱状況

(単位:件)

年度	手続別	中央審査会		都道府県審査会		合計	
		申請件数	取扱件数	申請件数	取扱件数	申請件数	取扱件数
昭和 55	あっせん	6	8	16	28	22	36
	調停	32	53	148	229	180	282
	仲裁	16	46	36	105	52	151
	計	54	107	200	362	254	469
60	あっせん	2	2	10	16	12	18
	調停	35	54	141	235	176	289
	仲裁	5	42	41	130	46	172
	計	42	98	192	381	234	479
平成 8	あっせん	13	20	17	23	30	43
	調停	30	61	187	292	217	353
	仲裁	13	28	51	154	64	182
	計	56	109	255	469	311	578
9	あっせん	9	13	28	32	37	45
	調停	22	43	178	299	200	342
	仲裁	7	25	60	168	67	193
	計	38	81	266	499	304	580
10	あっせん	14	16	13	26	27	42
	調停	36	49	162	279	198	328
	仲裁	5	21	72	192	77	213
	計	55	86	247	497	302	583
11	あっせん	7	8	27	31	34	39
	調停	23	50	139	249	162	299
	仲裁	15	31	38	157	53	188
	計	45	89	204	437	249	526
12	あっせん	10	12	20	34	30	46
	調停	21	39	118	218	139	257
	仲裁	8	30	29	129	37	159
	計	39	81	167	381	206	462

(取扱件数 = 前年度繰越件数 + 当年度申請件数)

第2表 紛争処理申請の類型別状況(平成12年度)

(1) 当事者類型別

当事者類型	中央審査会		都道府県審査会		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%
a 個人発注者 請負人	15	38	92	55	107	52
b 法人発注者 請負人	1	3	14	8	15	7
c 請負人 個人発注者	2	5	35	21	37	18
d 請負人 法人発注者	7	18	6	4	13	6
e 下請負人 元請負人	8	20	18	11	26	13
f 元請負人 下請負人	5	13	2	1	7	3
g その他	1	3	0	0	1	1
計	39	100	167	100	206	100

注 「下請負人 元請負人」又は「元請負人 下請負人」には、それぞれ「第2次下請負人 第1次下請負人」又は「第1次下請負人 第2次下請負人」等の類型を含む。

(2) 工事種類型別

工事種類型	中央審査会		都道府県審査会		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%
a 建築工事	31	80	149	89	180	87
b 土木工事	4	10	18	11	22	11
c その他	4	10	0	0	4	2
計	39	100	167	100	206	100

(3) 紛争種類型別

紛争類型	中央審査会		都道府県審査会		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%
a 工事瑕疵	13	33	75	45	88	43
b 工事遅延	0	0	2	1	2	1
c 工事代金の争い	9	23	48	29	57	28
d 契約解除	6	15	19	11	25	12
e 下請代金の争い	10	26	21	13	31	15
f その他	1	3	2	1	3	1
計	39	100	167	100	206	100

第3表 処理結果別の類型別状況(平成12年度)

	あっせん			調停			仲裁			合計		
	中央	都道府県	計	中央	都道府県	計	中央	都道府県	計	中央	都道府県	計
a 前年度からの繰越件数	2	14	16	18	100	118	22	100	122	42	214	256
b 今年度の申請件数	10	20	30	21	118	139	8	29	37	39	167	206
今年度の取扱件数(a + b)	12	34	46	39	218	257	30	129	159	81	381	462
今年度の終了件数	8	31	39	20	131	151	8	56	64	36	218	254
あっせん・調停成立	5	10	15	8	61	69	-	-	-	13	71	84
打ち切り	2	15	17	9	54	63	-	-	-	11	69	80
取下げ	1	6	7	3	15	18	-	-	-	4	21	25
あっせん・調停しない	0	0	0	0	1	1	-	-	-	0	1	1
仲裁判断	-	-	-	-	-	-	7	35	42	7	35	42
(うち和解的仲裁判断)	-	-	-	-	-	-	2	7	9	2	7	9
期日内和解	-	-	-	-	-	-	1	13	14	1	13	14
その他	-	-	-	-	-	-	0	8	8	0	8	8
次年度への繰越件数	4	3	7	19	87	106	22	73	95	45	163	208

○仲裁合意書の例（請負契約締結時点で仲裁合意を行う場合）

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款

（策定主体）

社団法人 日本建築学会
社団法人 日本建築協会
社団法人 日本建築家協会
社団法人 全国建設業協会
社団法人 建築業協会
社団法人 日本建築士会連合会
社団法人 日本建築士事務所協会連合会

第34条 紛争の解決

(1)この契約について当事者間に紛争が生じたときは、当事者の双方または一方から相手方の承認する第三者を選んでこれにその解決を依頼するか、または契約書に定める建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という）のあっせんまたは調停によってその解決を図る。ただし、審査会の管轄について定めのないときは、建設業法第25条の9第1項または第2項に定める審査会を管轄審査会とする。

(2)当事者の双方または一方が本条(1)により紛争を解決する見込がないと認めたとき、もしくは審査会があっせんまたは調停をしないものとしたとき、または打ち切ったときは、当事者は、仲裁合意書にもとづいて審査会の仲裁に付することができる。

[裏面参照のうえ建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 -----

工 事 場 所 -----

平成 年 月 日締結した上記建設工事の請負契約に関し紛争が生じた場合は、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款第34条(2)の規定にもとずき、建設業法により定められた下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 ----- 建設工事紛争審査会

[管轄審査会名の記入してない場合は建設業法第25条の9第1項
または第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

平成 年 月 日

発 注 者 -----

同 保証人 -----

請 負 者 -----

同 保証人 -----

(民間(旧四会)連合協定用紙)

仲裁合意書について

1) 建設工事紛争審査会は、建設業法にもとづき建設省に中央審査会が、各都道府県に当該都道府県審査会がそれぞれ設置されており、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、斡旋・調停および仲裁を行っている。審査会の管轄は、請負者が大臣許可業者であるときは中央審査会、知事許可業者であるときは当該都道府県審査会を原則とするが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることができる。

ここで斡旋および調停は当事者のいずれか一方の申し出によって受理されるが、裁判所の訴訟に代えて審査会の仲裁に付するためには、当事者の合意が必要であるので、民間(旧四会)連合約款第34条(2)の規定により仲裁に付する場合の仲裁合意書を添付した。

2) 適法になされた審査会の仲裁判断は、裁判所の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても裁判所で争うことはできなくなる。なお、建設工事紛争審査会の仲裁制度はいわゆる一審制である。

3) 請負契約において保証人を立てた場合、保証人が当事者として仲裁合意に加わらないときは、当該保証人の欄を抹消する。

建設業法 (抄)

第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

(建設工事紛争審査会の設置)

第二十五条

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

- 2 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という)は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争(以下「紛争」という)につきあつせん、調停及び仲裁(以下「紛争処理」という)を行う権限を有する。
- 3 審査会は、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という)及び都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という)とし、中央審査会は、国土交通省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

(審査会の組織)

第二十五条の二

審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては国土交通大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。
- 3 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第二十五条の三

委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格条項)

第二十五条の四

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(委員の解任)

第二十五条の五

国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(会議及び議決)

第二十五条の六

審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、会長又は第二十五条の二第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

(特別委員)

第二十五条の七

紛争処理に参加させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員の任期は、二年とする。
- 3 第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第四項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、特別委員について準用する。
- 4 この法律に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県審査会の委員等の一般職に属する地方公務員たる性質)

第二十五条の八

都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定の適用については、同法第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員とみなす。

(管轄)

第二十五条の九

中央審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

- 一 当事者の双方が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるとき。
 - 二 当事者の双方が建設業者であつて、許可をした行政庁を異にするとき。
 - 三 当事者の一方のみが建設業者であつて、国土交通大臣の許可を受けたものであるとき。
-
- 2 都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。
 - 一 当事者の双方が当該都道府県の知事の許可を受けた建設業者であるとき。
 - 二 当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の許可を受けたものであるとき。
 - 三 当事者の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工場の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。
 - 四 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが許可

を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

- 3 前二項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。

(紛争処理の申請)

第二十五条の十

審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては国土交通大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を経由してこれをしなければならない。

(あつせん又は調停の開始)

第二十五条の十一

審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う

- 一 当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停の申請がなされたとき。
- 二 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基き、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき。

(あつせん)

第二十五条の十二

審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う

- 2 あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。
- 3 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

(調停)

第二十五条の十三

審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行う。

- 2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。
- 3 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。
- 4 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。
- 5 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

(あつせん又は調停をしない場合)

第二十五条の十四

審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(仲裁の開始)

第二十五条の十五

審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、仲裁を行う。

- 一 当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。
- 二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基き、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

(仲裁)

第二十五条の十六

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

- 2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。
- 3 仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
- 4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を適用する。

(文書及び物件の提出)

第二十五条の十七

審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に関する文書又は物件を提出させることができる。

- 2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

第二十五条の十八

審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に関係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

- 2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。
- 3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

第二十五条の十九 削除

(調停又は仲裁の手続の非公開)

第二十五条の二十

審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相当と認める者に

傍聴を許すことができる。

(紛争処理の手續に要する費用)

第二十五条の二十一

紛争処理の手續に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定をしないときは、各自これを負担する。

- 2 審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させるものとする。
- 3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、前項の行為をしないことができる。

(申請手数料)

第二十五条の二十二

中央審査会に対して紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十三

中央審査会は、国土交通大臣に対し、都道府県審査会は、当該都道府県知事に対し、国土交通省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

第二十五条の二十四

この章に規定するもののほか、紛争処理の手續及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

建設業法施行令(抄)

(名簿の作成)

第八条

建設工事紛争審査会(以下「審査会」とら。)は、当該審査会の委員又は特別委員の名簿を作成しておかなければならない。

- 2 前項の名簿の記載事項は、国土交通省令で定める。

(特別委員の意見の陳述)

第九条

特別委員は、会長の承認を得て、審査会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(審査会の会議)

第十条

この政令で定めるもののほか、審査会の会議に関し必要な事項は、審査会が定める。

(審査会の庶務)

第十一条

審査会の庶務は、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という)にあつては国土交通省総合政策局建設業課において、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という)にあつては都道府県知事の定める当該都道府県の局部において処理する。

(指定職員)

第十二条

審査会の庶務に従事する職員で国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者(以下「指定職員」という)は、審査会の行う紛争処理に立ち会い、調書を作成し、その他紛争処理に関し審査会の命ずる事務を取り扱うものとする。

(紛争処理の申請書の記載事項等)

第十三条

法第二十五条の十の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人が記名押印しなければならない。

- 一 当事者及びその代理人の氏名及び住所
 - 二 当事者の一方又は双方が建設業者である場合においては、その許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - 三 あつせん、調停又は仲裁を求める事項
 - 四 紛争の問題点及び交渉経過の概要
 - 五 工事現場その他紛争処理を行うに際し参考となる事項
 - 六 申請手数料の額
 - 七 審査会の表示
 - 八 申請の年月日
- 2 証拠書類がある場合においては、その原本又は写を前項の書面(以下「申請書」という)に添附しなければならない。
- 3 法第二十五条の九第三項の規定により合意によつて管轄審査会が定められたときは、その合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。
- 4 当事者の一方から仲裁の申請をする場合においては、紛争が生じた場合において法による仲裁に付する旨の合意を証する書面を申請書に添附しなければならない。

(代理権の証明)

第十四条

法定代理権又は紛争処理に係る行為を行うに必要な授權は、審査会に対し書面でこれを証明しなければならない。

(公共性のある施設又は工作物)

第十五条

法第二十五条の十一第二号 の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
- 二 消防施設、水防施設、学校又は国若しくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所若しくは試験所
- 三 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう）
- 四 前各号に掲げるもののほか、紛争により当該施設又は工作物に関する工事の工期が遅延することその他適正な施工が妨げられることによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある施設又は工作物で国土交通大臣が指定するもの

（紛争処理の通知）

第十六条

審査会は、当事者の一方から紛争処理の申請がなされたときは申請書の写しを添えてその相手方に対し、法第二十五条の十一第二号 に規定する決議をしたときは当事者の双方に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。

（申請の変更）

第十六条の二

あつせん、調停又は仲裁の申請人は、書面をもつて第十三条第一項第三号に掲げる事項を変更することができる。ただし、これにより 当該あつせん、調停又は仲裁の手続を著しく遅延させる場合は、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による変更の申請がなされたときは、同項の書面（以下「変更申請書」という）の写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。

（あつせん又は調停をしない場合等の措置）

第十七条

審査会は、法第二十五条の十四 の規定によりあつせん又は調停をしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつてその旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込がない場合においてあつせん又は調停を打ち切つたときも、同様とする。

（仲裁委員の選定等）

第十八条

審査会は、仲裁の申請があつたときは、当事者に対して第八条第一項の名簿の写を送付しなければならない。

- 2 当事者が合意により仲裁委員となるべき者を選定したときは、その者の氏名を前項の名簿の写の送付を受けた日から二週間以内に審査会に対し書面をもつて通知しなければならない。

- 3 前項の期間内に同項の規定による通知がなかつたときは、当事者の合意による選定がなされなかつたものとみなす。

第十九条

当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないとする委員又は特別委員があるときは、その者の氏名を前条第二項に規定する期間内に審査会に対し書面をもつて通知することができる。

- 2 会長は、法第二十五条の十六第二項 ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、当該事件の性質、当事者の意思等を勘案してするものとし、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その者の氏名を通知しなければならない。

(仲裁委員が欠けた場合の措置)

第二十条

審査会は、仲裁委員が死亡、解任、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 2 前二条の規定は、仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員となるべき者の選定及び後任の仲裁委員の指名について準用する。

(仲裁判断の作成)

第二十一条

審査会は、仲裁判断をするための審訊その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をしなければならない。

- 2 仲裁判断の正本及び謄本には指定職員が正本又は謄本である旨の附記をし、及び記名押印し、かつ、正本には審査会の印を押さなければならない。
- 3 仲裁判断の正本は、その一通を仲裁判断の記録に添附しなければならない。

第二十二条 削除

(調書の作成)

第二十三条

指定職員は、審査会が行う紛争処理の手續について国土交通省令で定める様式により調書を作成しなければならない。ただし、あつせん又は調停手續について審査会が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査の囑託)

第二十四条

審査会は、必要があると認めるときは、事実の調査を官公署その他適当であると認める者に囑託することができる。

(紛争処理の手續に要する費用)

第二十五条

紛争処理の手續に要する費用のうち紛争処理の手續について審査会が必要とする費用の算定は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 委員、特別委員及び指定職員の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料は、中央審査会にあつては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の定めるところにより、都道府県審査会にあつては当該都道府県の条例の定めるところによる。
- 二 証人及び鑑定人の旅費、日当及び宿泊料の額については、民事訴訟の例により中央審査会に係るものにあつては国土交通大臣、都道府県審査会に係るものにあつては当該都道府県の知事が相当と認める額とする。
- 三 鑑定人の特別手当（鑑定について特別の技能若しくは費用又は長時間を要した場合において鑑定人に支給する特別の手当をいう）は、中央審査会に係るものにあつては国土交通大臣、都道府県審査会に係るものにあつては当該都道府県の知事が相当と認める額とする。
- 四 執行官の手数料及び立替金は、執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の定めるところによる。
- 五 郵便料、電報料、電話料及び運送料は、その実費とする。
- 六 前各号に掲げるもののほか必要な費用は、その実費とする。

（申請手数料）

第二十六条

法第二十五条の二十二の申請手数料の額は、次の表の上欄の申請の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

項	上 欄	下 欄
一	あつせんの申請	<p>あつせんを求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額</p> <p>(一) あつせんを求める事項の価額が百万円まで 一万円</p> <p>(二) あつせんを求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 二十円</p> <p>(三) あつせんを求める事項の価額が五百万円を超え二千五百万円までの部分 その価額一万円までごとに 十五円</p> <p>(四) あつせんを求める事項の価額が二千五百万円を超える部分 その価額一万円までごとに 十円</p>
二	調停の申請	調停を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額

- 二 職権に基きあつせん又は調停を行う必要があると決議した事件の件数
- 三 あつせん若しくは調停をしないものとした事件又はあつせん若しくは調停を打ち切つた事件の件数
- 四 あつせん又は調停により解決した事件の件数
- 五 仲裁判断をした事件の件数
- 六 その他審査会の事務に関し重要な事項

(名簿の記載事項)

第十六条

令第八条第一項の委員又は特別委員の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 氏名及び職業
- 二 経歴及び弁護士となる資格を有する者にあつてはその旨
- 三 任命及び任期満了の年月日

(調書)

第十七条

令第二十三条の調書は、別記様式第二十三号、第二十四号及び第二十五号により作成しなければならない。 [様式省略]